



介護保険制度の改正内容をお知らせします



今般、介護保険制度が変更され、被保険者の皆さんにご負担いただく内容についても一部変更となりました。ここでは、その内容について、概要をお知らせします。なお、詳しい内容については、お問い合わせください。

☎長寿はつらつ課 ☎463-1951

被保険者の方の所得により、負担割合が1割から2割負担に引き上げられます

実施時期／平成27年8月～

対象／65歳以上の被保険者の方のうち、合計所得金額が160万円以上の方

※合計所得金額が160万円以上であっても、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、2人以上世帯で346万円未満の場合は、1割負担となります。

負担割合証／平成27年8月までに介護認定を受けられている方全員に、負担割合を記した負担割合証を介護保険証とは別に発送しますのでご確認ください。

高額介護サービスの上限が44,400円まで引き上げられます

実施時期／平成27年8月～

内容／世帯内に「課税所得」145万円以上の第1号被保険者の方がいる場合、当該世帯の高額介護サービスの月額上限が44,400円に引き上げられます。ただし、同一世帯内にいる第1号被保険者の方の「収入」の合計が520万円(世帯内の第1号被保険者の方が本人一人のみの場合は383万円)に満たない場合は37,200円に戻ります。

特定入所者介護(予防)サービス(介護保険負担限度額認定証)の対象基準が変更になります

実施時期／平成27年8月～

内容／

- ①今までどおり住民税非課税世帯の方が対象となりますが、配偶者の方が住民税課税者である場合は、世帯分離をしていたとしてもサービスの対象外となります。
- ②今までの所得勘案に加えて「資産」も勘案要件となります。預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超えた場合は、対象外となります。

特別養護老人ホームの入所要件が要介護3以上になります

実施時期／平成27年4月1日～

内容／要介護1以上であった入所要件が、特例入所の要件に該当しない場合には、原則として要介護3から要介護5までの方となりました。

※平成27年3月31日現在で入所されている方については、引き続き入所が可能です。

※特例入所要件への該当の有無は、各施設で実施する入所判定委員会が判断されます。

平成27年度からの介護保険料が変わります

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は3年ごとに見直すこととなっており、平成27年度はその改定の年にあたります。なお、平成27年度の介護保険料の納入通知書は7月中旬に送付します。

サービス付き高齢者向け住宅に住所地特例が適用されます

実施時期／平成27年4月1日～

内容／市へ転入もしくは市から転出し、サービス付高齢者向け住宅に入居された場合、有料老人ホームと同様に、転入前、転出前の市町村が保険者となります。

地域包括支援センターをご利用ください

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として市内を5つの圏域に分け、5か所設置されています。

受付時間／平日午前8時30分～午後5時
(各センター共通)

主な業務／

●介護予防ケアマネジメント

介護が必要になることを予防するために、希望や目標を伺ったうえで、最適なプランを作成します。

●総合相談

高齢者やその家族、地域住民の方などから、さまざまな相談をお受けします。

●高齢者の権利を擁護する支援

高齢者虐待予防への対応、悪質な訪問販売等からの被害防止などの支援を行います。

●包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者の心身の状態・変化に合わせて必要なサービスが受けられるよう、関係機関との調整を行います。



地域包括支援センター所在地・電話番号／

地域包括支援センター 内間木苑

上内間木498-4 特別養護老人ホーム内間木苑内
☎458-2022

地域包括支援センター つつじの郷

西弁財1-10-21 プリランテ朝霞台103
☎472-1574

地域包括支援センター モーニングパーク

溝沼3-2-26
☎0120-247355

地域包括支援センター ひいらぎの里

岡3-17-60 グループホームひいらぎの里内
☎291-9111

地域包括支援センター 朝光苑

青葉台1-10-32 特別養護老人ホーム朝光苑内
☎450-0855